

○富山県利賀芸術公園の利用料金の額について

平成18年 3 月31日
富山県告示第241号

富山県利賀芸術公園の利用料金の額について

富山県利賀芸術公園条例（平成 6 年富山県条例第41号）別表の知事が定める額は、次のとおりとし、平成18年 4 月 1 日から施行する。

富山県利賀芸術公園の使用料の額について（平成 6 年富山県告示第641号）は、平成18年 3 月31日限り、廃止する。

種別	日額（円）
石麗	1, 250
山蝉	1, 250
利賀創造交流館別館	1, 450

改正文（平成20年告示第461号）抄
平成21年 4 月 1 日から施行する。

改正文（平成26年告示第147号）抄
平成26年 4 月 1 日から施行する。

改正文（平成31年告示第 6 号）抄
公表の日から施行する。

改正文（令和 8 年告示第131号）抄
令和 8 年 7 月 1 日から施行する。